

敗者の戦略としての琉球外交 —「唐・大和の御取合」を飼い慣らす—

豊見山 和行

琉球大学の豊見山です。上原兼善さんの、琉球侵略にいたる詳細な前史、そして戦闘場面、その後の近世初期における琉球外交の枠組みがどのように形成されたかという問題が、これまでの研究レベルを大きく刷新するような、新しい研究内容として紹介されたものと受け止めました。

私のほうは、荒野泰典さんからの依頼では、「琉球王国の対応と言説—琉球はどのように対応し、語り伝えてきたか」という主題をいただきましたが、このテーマについ

て全面的に応えるだけの準備がありませんので、ここではテーマを少し変更し、それにやや近いかたちとして、「敗者の戦略としての琉球外交—唐・大和の御取合を飼い慣らす」としました。サブタイトルでの「唐・大和の御取り合い」とは、琉球は中国と日本の両方に對して外交してい

た、という琉球側の認識を表す用語です。そのような外交関係を捉え直す方法として、「飼い慣らす」という表現を用いました。ただ、これは日本語としてはこなれたものとは言えませんが、その意図するところは、琉球が中国、日本との両者をどのように調和させ、それを琉球外交の基本に据え、内在化していたかという、そのような視点からいくつかのトピックをもとに話をしていきたいと思つています。

最初のトピックとして、「江戸への琉球使節像、誤解の歴史と日琉同祖論（日本民族の一一分枝論）の呪縛」という問題を見てみたいと思います。

近世の琉球は、一六〇九年の薩摩藩島津氏の侵略をうけ、その後約二七〇年間、薩摩藩に支配されました。そのため

薩摩藩の支配によつて琉球は搾取され、あるいは、さまざまなかたちで偏見を植え付けられたということが、研究史上、これまで言わされてきました。その一つの象徴的なできごととして、琉球使節の江戸への参府使節があげられます。この使節団は、これまで通例、「江戸上り」と表現されてきましたが、この用語は、おそらく近代になつて使われたもので、江戸幕府へ従属している点を表すものです。注意しなければならないのは、近世の時代に、琉球では「江戸立ち」と表現していた点です。この点について、提起したのは真栄平房昭さんですが、ここでは少し異なる視点から捉え直したいと思います。

鹿児島に行くことを琉球では、「上國」と言つていまして、鹿児島へ上るという表現です。そのことは琉球民謡の「上り口説（ぬぶい・くどうち）」という、那覇から鹿児島までの航路を歌つたものがあります。ところが、江戸に行くことを「江戸上り」とする琉球側の表現は近世の同時代では使用されていません。琉球の正式な行政用語としては、「江戸立ち」であったということです。その点から江戸幕府と琉球の関係について、少し述べてみたいと思います。

旧来、薩摩や江戸幕府への従属性ということで、ややステレオタイプの歴史像が述べられており、私は、旧来の歴史像について批判的に検討して意見を述べてきたわけです

が、相変わらず、古い歴史像が焼き直され、今年（二〇〇〇年）も繰り返されています。「琉球新報」正月九日の文化欄のエッセイですが、ガヴァン・マコーマックさんという戦後沖縄史の研究者の方が、琉球王国時代について次のように述べています。

ガヴァン・マコーマックさんは、「一六〇九年以後の沖縄は、見せかけのポテムキン村のような劇場国家であった。事実上、江戸幕府と薩摩藩の支配下にあるものの、琉球人は大和の言葉を使うことが禁じられ、琉球の言葉を使うよう命じられた。新しく即位した琉球の王が江戸へあいさつに行く際には、中国的衣装などの異国風を装つていたが、それは、幕府にとつては一国を従えているという威信につながり、琉球にとつては独立国家の体を保てる方法であつた。建前と本音が、これほどはつきり乖離している国はなかつた」と。これは事実誤認です。まず琉球人は大和の言葉を使うことが禁じられたということはありません。また、新しく即位した琉球の王様が江戸へあいさつに赴くということもありませんでした。一六〇九年の戦争後、尚寧王が捕虜となつて、駿府・江戸へ赴いたことと、その後、琉球国王の名代として、江戸へ使節が派遣されていた点を混同しているように思います。

異国風を装っていた、という点です。これは琉球使節が江戸に赴く際には、中国装束を強制されたという戦前以来の認識が繰り返されている点です。私はその認識は間違いだと、機会があるたびに指摘しているのですが、なかなか訂正されないという状況があります。

その原因は、ガヴァン・マコーマックさんの問題というよりは、旧来の、琉球史研究者の側に問題があるということです。例えば、一九七〇年に刊行された『那霸市史』において、「琉球使節の江戸上りを薩摩は利用した。そのため、使節団にことさら大和風（日本風俗）を禁じ、服装や言葉、立ち居振る舞いに至るまで、異国風（中国風）を強制した。このような薩摩の長期にわたる差別政策の結果、日本本土の人々の琉球（沖縄）に対する偏見、異民族観が助長されるに至った」という見解が一般的でした。

そのような見解を広めた著書は岩波新書の『沖縄』だと思います。一九六三年の刊行で、比嘉春潮さん、霜多正次さん、新里恵二さんが執筆したものです。この著書で「中國服を着せられた琉球人」という項目が立ててあります。「江戸への使節の一行は、薩摩藩に強制されて、ことさらに中国風の服装をさせられていたのである」。少し略しますが、「幕府諸大名ならびに江戸より、沿道諸藩の民衆は、沖縄人は日本人でなく、まつたくの異民族であるかのよ

うな印象を植え付けられてしまった。その影響は、知らず知らずのうちに、現代まで及んでいる。現代というのは一九六〇年代の頃を指します。「一部の人々は、例えば、沖縄人は中国人に近い何者かであり、日本人とは人種的にも民族的にも少し違うものだという印象が持たれているようである」。その後、「沖縄は完全に日本の一県になつてから、民族学・言語学・考古学・人類学などの各方面の研究が進み」、戦後の研究では、「沖縄人は日本民族の一分枝であることが明らかになり、島津の政策の影響も薄らいだ」と結んでいます。このように、薩摩藩によつて琉球は異国風を強制されたため、沖縄の人間は偏見を被つてきました。そのような論調です。

この新里恵二さん、比嘉春潮さんらの見解の元になつたものを、もう少しさかのぼりますと、一九五二年、サンフランシスコ講和会議のあとに、沖縄が日本から切り離された直後に、金城朝永さんという言語学者が外務省で、沖縄人は日本人であるということを強調したときの文章があります。金城さんの論調は、琉球人は本来、日本人である、という日琉同祖論を下敷きとした認識によつて展開しています。

金城さんの見解の大本をさかのぼると、眞境名安興さんの見解にたどり着きます。眞境名さんは、戦前の沖縄研究

の大御所で、実証的な研究者でしたから、彼の見解はひろく影響を与えることになりました。彼の『沖縄一千年史』は、

一九二三年の刊行ですが、その中で「琉球王の嗣立せしときは謝恩使を派遣するを例規とし……琉球及び支那の音楽を奏し且つ服装儀仗等は、悉く支那に模擬したりしなり。

沖縄の使節を内地、内国諸侯の参勤交代の如く見られる」とことは、薩州の立場上最も苦痛とする所なるを以て其風俗、習慣、言語等全然本土人と同觀すべからず異国人なり欺瞞するに努めたるが如し。宝永七年（一七一〇年）、薩州より琉球に達せし公文を見れば一班を窺知すべきなり。琉球使臣の江戸に行く服装儀仗は總て異朝の風体に模して、一切日本式に紛らはしきものを禁止すべき訓令なり。これが異国風を強制されたということの大本の見解でした。念のために、傍点は豊見山がつけました。

このような見解が繰り返し焼き直され、今年二〇〇九年の正月のガヴアン・マコーマックさんの見解にまでつながってきたのです。

もちろん、このような見解に対しても間違いだということを琉球文学研究者の池宮正治さんが一九九〇年に指摘しています。「唐装束は、薩摩藩に強制されたものではない」と明確に述べているのですが、ただ残念なことに、「琉球人入朝図引」の解説という单文であつたため、十分

注目されることはありませんでした。

琉球国王の正式な装束というものは、中国の明朝から与えられた皮弁冠や皮弁服という装束です。琉球の家臣らも首里城での儀礼の際、あるいは一六〇九年以前に鹿児島へ赴く際には、唐装束を身にまとっていました。ですから、江戸への使節団が唐装束で赴くことは、何ら不思議ではなかったのです。それがなぜか薩摩藩によつて強制されたという理解が通念となつていていたということです。

そのような通念を見事に打ち碎く史料が、今回のシンポジウムに参加されている紙屋敦之さんによつて、一九九六年に紹介されました。先ほどの上原さんの講演にもありましたように、捕虜になつた尚寧王一行は、駿府で大御所の家康と謁見することになりました。その謁見の際の史料を紙屋さんが発掘して、紹介したものです。琉球国王の装束や家臣たちの装束が描かれているのです。「一、唐の装束あり、装束、唐人のごとく、かむり（冠）ハ唐王同前」とあります。中国の唐王同然であるように中国装束をまとつてゐること、その舍弟具志頭の冠も、「唐人臣下同前」とあります。このように中国装束を着て家康と謁見をしていました。そのことは、薩摩藩によつて強制された、というのではないことを明瞭に示しています。唐装束が琉球の儀式の際の正式なスタイルであつたということです。

そのような歴史的背景をもとに、異国風を強制されたとする宝永六年、一七〇九年の文書を検討してみましょう。細かいことは省略します。現代訳を付けておきましたので、それを紹介します。

第一条は、將軍の代替わりということで、慶賀使を派遣すること、それから琉球国王の継ぎ目の御礼としての謝恩使を使わすということで、二つの慶賀使と謝恩使が一緒になるため大集団になるので、できるだけ重複を避け、削減したかたちで使節を編成すべきだという点がポイントとなります。

第二条目は、宿幕は日本風のものは不相応であるため、ほかのものに変更せよ。第三条は、長刀の持えは、錦物を付けるようにすること。第四条は、槍などは清朝のものに似るようにすること。第五条では、以上の他、海陸の旅立ちの道具は、異朝の風物に似るようにすること。日本風に紛らわしく無いようにしてよ、というものです。第六条は、雨具も同断とせよ。

このように全体を見て分かるように、服装を中国風にせよ、ということは、ひとことも書かれていません。儀仗、飾りものを中国風¹異国風にせよ、とはありますが、服装²装束を中国風にせよ、とは布達されてはいません。では、薩摩が強制した異国風装束が、本当に大きく変わったのかどうかを検証してみたいと思います。江戸立絵図の比較検証というところに移ります。

まず初めに、一六七一年の「琉球使者金武王子出仕之行列」図をご覧下さい。ハワイ大学に所蔵されています。これは、いわゆる薩摩藩による唐装束を強制したとされる以前の絵図ということになります。行列の全体的特徴は次のようなものとなっています。まず行列の先頭に、ヤマウチ（山内）という人物たちが二人いますが、この赤い冠と棒を持っている人たちは、琉装、つまり琉球の服装です。中程には旗を持った人物がいますが、後ろにいる人物が掌輸使。琉球国王から老中へ宛てた書簡を持つ役割の人物です。

ここに描かれているように、これは紗帽の冠と中国服です。その他にも中国服を着けている人物が見られます。そして、正使の金武王子が描かれていますが、彼も中国服を着けています。つまり、高位高官の正式な服は中国服であつたわけですから、べつに強制するうんぬんとは関係なく、中国服を着けていたということがわかります。

それ以外に、後方では琉球の冠もかぶらずにいる人物がいたり、あるいは琉球の服装した人物たちもいる、という具合です。正使、副使という主立った人物たちは中国服を着けるが、それ以外の身分の下の者たちは琉服というスタ

イルであつたことになります。

越來按司という人物も、中国服、紗帽をかぶっています。中國服、明服を着けているということがわかります。この後ろの人物たちは、琉服です。これを全部見ていくと、時間がないので、次に移ります。

さきほど宝永六年（一七〇九）の布達文書を検討しましたが、その翌年、宝永七年（一七一〇）の絵図が、残されています。「宝永七年寅十一月十八日、琉球中山王両使者登城行列」図がそれで、国立公文書館内閣文庫にあります。強制されたとされる装束はどうなつていたかを検討してみましょう。この絵図は、長く二巻からなつていまして、一巻目は薩摩側の殿様たちの行列で、二巻目に琉球使節が出てきます。

全体的には中国服が目立ちますが、完全に中国服に切り替わっているとは言いきれないところがあります。清代の服装というのは筒袖です。私たちが背広で着けるような筒袖ですけれども、この絵図では広袖になつていています。掌輸使は、やはり紗帽に中国服、唐服を着けています。後方には琉装の人物たちが見られます。正使の豊見城王子は、紗帽と補子、つまり胸と背中に図柄があります。文官と武官の場合を明朝では分けていまして、文官の場合は鳥の類、武官の場合は獸というように、ランクに応じたものがあります。

琉球使節は文官のスタイルです。その後方には、相変わらず琉服を着けた人間たちがぞろぞろ続いています。副使ですけれども、副使の駕籠は、日本の駕籠を使用しています。

その他、こまごまと分析すると面白いのですけれども、ここらへんでは画像の検討を閉じて、また配布資料に戻ります。

以上、画像で見たように、私が中国服は強制されていないと言つたことが理解できたかと思います。薩摩藩の要求は、中国風を強調せよ、と理解すべきだと思います。すべて中国風にがらりと変えていたわけではありません。やがて時代を経るごとに、中国的な色彩が強まっていきます。そのことは、琉球が薩摩の意向を受けながら、中国的スタイルの強調をプラスに受け止めていたこととつながります。何も薩摩から強制されて、嫌々ながら中国服を着用していたという解釈にはならないわけです。

ですから、琉球使節は中国服を着けて江戸までの道のりを歩いていたため、琉球人は日本人から偏見をもたれるようになつてしまつたという解釈は妥当ではないのです。むしろ、第二次大戦前の戦前の時代状況の問題が影を落としていたのです。つまり琉球人は、もともとは日本人である。日琉は同祖なのに、日本人から異風に見られるようになつ

てしまつた。その淵源は何かということで犯人探しをしていくと、この江戸立のときの宝永六年（一七〇九）の史料に突き当たつたということです。琉球人への偏見の源がここにある、という解釈が一般化したものだと思います。

さて、次に「幕藩制国家と琉球の関係についての再定義」というトピックに移りたいと思います。この問題は、これまで幕藩制国家のなかで琉球がどう位置づけられていたか、という問題意識から論じられてきました。紙屋さんによつて、近世の琉球は「幕藩制国家のなかの『異国』」というとらえ方が提起されています。

それは、江戸幕府によつて薩摩藩が琉球を領地とすることを承認するということによります。先ほど、上原さんの講演において、薩摩側から琉球国王を捕らえたということが伝えられると、家康と秀忠は、即座に琉球の仕置きは薩摩に任せることを通知しました。例えば、一六〇九年一二月二六日付の、家康の御内書のなかに、「琉球国可被領知之旨 申遣」すというかたちで、薩摩藩に琉球国を領地にすることを許すということを、家康と秀忠が同じような文言を使って言つています。

二つめの特徴は、薩摩藩が琉球を領有していますが、異国琉球を領分としているといふ点です。このような表現は、さまざまに出でてきます。「私領」、あるいは「私領地琉球國」

という具合です。その例として、一七八五年、薩摩藩から幕府の勘定奉行のほうに、「領分琉球國」、私の領国という意味ですが、琉球は近來凶年が打ち続いているが、「彼国手広儀ニ付難行届、殊ニ異國之儀」とあるように、琉球ノ異国ということで、異國を領分としている。こういう表現が、いくらでも出てきます。

このことをまとめると、薩摩が琉球を支配している正当性は、將軍權威によつて担保されているということです。薩摩が勝手に支配しているつまり實力行使をしていることは確かなのですが、それは將軍權威によつて保証されている、という点がもう一つの根拠になつてゐるようになります。

つまり、幕府と薩摩が一体となつて琉球支配にかかわつてゐるということになります。そのあり方を、紙屋さんは「幕藩制国家のなかの『異国』」といふかたちで、かぎかっこ付きの異国として概念化をしています。この見解が一般的な近世琉球の位置付けとして、主流の見解になつてきてゐるわけですが、それを一步進める必要があるのではないかと、私は考えています。

琉球は、その他、「薩州の附庸」とか、附庸国とも記述されていました。附庸国というのは属国、あるいは家来といふことにもなりますけれども、その附庸国という言い方

を考えた場合、私は一步踏み込んで、これまでの幕藩制国家のなかの「異国」琉球という規定から、幕藩制帝国、あるいは「徳川帝国下の従属国・琉球」と再定義することが可能ではないかと考えています。このことは、二つの帝国、つまり中華帝国と徳川帝国の二重支配下に置かれた琉球ということを考えることによって、これまでよりもより一層、見えてくる部分があるのでないかと考えます。

明清中国との関係では、琉球への規制力は柔らかく、かつ弱いものでした。緩やかな関係性としての中国との冊封・朝貢関係が明代から続いており、清代においてもほぼ同様な関係が維持されます。清代では、逆に琉球側が、清朝との朝貢関係をいかに維持するかという点で腐心する場面がよく見られます。

そのことは、例えば一七〇九年の「琉球国御征伐由来記」(東京大学附属図書館蔵)において、「琉球國之儀、私（島津家）先祖代々領地被下置候、然者本者大唐之附庸國ニ而御座候」とあります。琉球は元來、中国の附庸國であること、その附庸國であったものを薩摩も附庸國にしている、という二重の規定に琉球があるという表現が見られます。

幕藩制との関わりでは、琉球への規制力が明清中国に比べると強力で固いという点があげられます。キリシタン禁令が徹底的におこなわれていた点や、薩摩藩への年貢納

入が義務化されていたこと、そして臨時の負担義務もありました。そして、在番奉行が那覇に常駐して、琉球王権を監視するというものが初期のころは見られます。しだいに対中國貿易の監視・統制役に変わってきますけれども、初期のころは琉球国を監視する役目として派遣されていました。そして、奄美諸島は薩摩藩の直轄支配を受けるようになります。幕府や中国という対外関係の上では、奄美諸島は琉球国の内側として処理されていました。しかし、その琉球の内側にある奄美諸島を薩摩藩は直轄支配を行う、つまり代官を派遣し奄美諸島を支配をする。そういうねじれた構造が近世のなかで生まれることになります。

そのような状況をまとめて考えた時、徳川帝国というのは、一方では松前藩を介したアイヌ民族支配があります。アイヌ民族に対しては、松前藩の後、幕府の直轄支配に変更されますが、ともあれ他の民族を支配下においているとということです。それから南のほうでは、薩摩藩による琉球国支配が存在しました。それらを包摂した近世帝国の一形態として徳川帝国として位置づけられるのではないかと考えます。帝国と言つても、中華帝国などに比べるとミニ帝国、小帝国と言つてもいいと思うのですが。そういう徳川帝国のなかの琉球として捉え直すことで、徳川帝国と琉球国の外交関係はどのように展開していたかという視点で再

考する必要があると思います。

少し具体的に琉球の外交意識を紹介してみましょう。琉球の自己認識はどのようなものであったかということです。琉球側は、例えば一八六六年の「琉球冠船記録」のかで「当地（琉球）之儀、カコシマ（鹿児島）御手内ニ罷成候段、タウ（唐）人江斬申間敷候」と琉球国内へ布達していました。鹿児島＝薩摩藩の「御手内」という認識が見られます。その他、「当地（琉球）之儀、御国元御幕下之段、異国人江差知候而者不相済」（一八五四年、『琉球王國評定所文書』第八卷）とあるように、お国元＝鹿児島の「御幕下」という表現もしばしば使用されました。このように、薩摩藩の御手内、御幕下、家来であるという表現と、附庸国＝従属国であるというように、琉球は認識していました。

このような認識とはやや異なる認識も見られます。それが、「唐・大和の御取り合い」です。御取り合いを琉球語ではウトウイエーと訓んでいますが、このウトウイエーという言葉は、もともとは取り合い、トワイエーという言葉からきています。トワイエーというのは男女の交際のように、プライベートな交際や近所付き合い、それからひろがって社交という意味で用いられました。トワイエーが日常的、私的な付き合いに対し、御の字をつけた御取り合い、ウトワイエーとなると、国と国との付き合いということで外

交という意味になるわけです。中国と日本との関係を併せて「唐・大和のウトウイエー」と言つたり、あるいは單独で「唐のウトウイエー」、あるいは「大和のウトウイエー」という表現もよく使用されました。つまり、薩摩藩の従属下にありながら、「唐・大和」とウトウイエーをしている、そのような自己認識を持つて外交をしていましたということになります。

薩摩・江戸幕府という大和と中国との外交関係において、両者との関係を矛盾なく整合して実行することは困難でした。両国との関係を調和させることは、矛盾をはらんでいたわけですから、そのような両国との関係を内面化するようになります。そのことを私は矛盾を飼い慣らすと捉え直しているわけです。両国との外交関係における矛盾や軋轢を調和させようという外交意識、それが尚寧のあとに即位した尚豊王です。尚寧王は、どちらかと言えば、私には薩摩藩への面従腹背の姿勢を保持していたと思われますが、一方、尚豊王は、薩摩藩と妥協しつつ対中国関係を運営しようとした王権だと位置づけられると思います。

次に、「鳴物停止令」と琉球、というトピックについて考えたいと思います。このことは、大和への従属性を示す事象や附庸国論と関連する問題です。

まず上皇の場合の問題。一六八〇年に上皇が死去したこ

とで、鹿児島から琉球に通達が来ます。「去ル八月十九日、仙洞様」、これは後水尾法皇のことですが、「崩御ニ付、御当地（鹿児島）一七日御禁断被仰渡候」とあります。鹿児島では一七日、これは一掛ける七つまり七日間の殺生禁断の触書きです。「琉国ヘモ可申越哉之由」ということで、琉球にもそれを伝えるべきだらうかということを云々しているなかで、「先年御台様御逝去之砌、琉球へ御禁断為被仰渡儀候」（内務省文書 第一〇八号）とあります。つまり、御台様のときにも禁断が鹿児島から琉球へ通知されたから、その時と同様に琉球に布達すべきだとして通知されました。七日間の殺生禁断というかたちで出てきます。

次に、將軍の場合。將軍の死去について、家綱の事例ですが、一六八〇年九月一〇日付けで、琉球三司官から首里や那覇・久米村の都市部に宛てた法令のなかに出てきます（内務省文書 第九五号）。「先 公方様崩御ニ付、明日十一日より十七日物音禁止申付候間、云々」とあります。鳴物の停止です。殺生禁断ではなくて、鳴物停止が七日間と通知された訳です。將軍の死去において、一八五四年の事例もあげてみます。これは徳川家慶が一八五三年に死去し、「七月廿二日薨御付、毎月廿二日殺生停止被仰付候由」という通達がありました。少し変則的です。つまり、普通は何日間というのが鳴物停止令なのですが、この場合は毎月

月二二日を殺生禁断の日にするということですから、毎月ということになると、一年だと一二回で、計一二日間の殺生禁断になるのではないかと思います。

次に薩摩藩の殿様（藩主）の場合。これは一八五一年の、この法令を見てみると、首里城から法令が発せられ、都市部だけではなくて、遠く八重山島までも通達されていました。おそらく琉球国全域に鳴物停止令が発布されていたと見てよいと思います。島津斉彬の死去について「太守様、七月十六日被遊 御逝去候段、御在番所ヨリ御通達」ということで、「一、今日より殺生并金鼓・歌三味線・鳴物、日数五拾日可召留事」とあります。つまり、五〇日の殺生禁断です。また、「一、今日より普請作事等、日数三拾日」。さらに、「今日より漁獵并諸商売家職付而音高キ儀」について、「日数一七日可召留事」とされています。このような通達が八重山島まで、鳴物停止令として発布されていましたことになります。その際、八重山のほうにこのような情報が着くのは、当然、時間的なずれがあるわけですから、その対策も採られていました。「右之通、其島えも申渡候様ニと被仰出候間、其元到着之日より相慎候様、可被申渡候」つまり、八重山にこの布達が着いた日からそれを実行せよ、としていたのです（「万書付集」『沖縄県史料 前近代6』）。

の死去の事例が見られます。「一、普請并山野之殺生漁獵禁斷日數七日」で、鳴物停止は一五日ということで、一位様（広大院）が死去したので、七日間の普請停止と殺生禁断、それから鳴物停止は十五日とあります（「親見世日記」『那覇市史』資料篇第1巻9）。

以上のようなあり方が、日本からの殺生禁断、あるいは鳴物停止令として琉球へ通知されていました。

琉球国王や王族の場合、旧来、この問題については、検討されてこなかったように思われます。一八四七年の、国王・尚育王の卒去について、「日數五拾日殺生禁断」と出てきます。五〇日間の殺生禁断であつたことと関連して、「豚肉・魚類商売」も停止されています（「案書」『琉球王國評定所文書』第三卷）。その他の細かな状況は不明ですが、さらに、国王の死去の後、洗骨の日にも次のような通知がありました。死体が骨だけになつた時点で、二次葬を行います。一七五九年の例（「親見世日記目録」『那覇市史』資料篇第一巻10）ですが、「一、尚敬様被遊 御安骨候付、其当日者物音殺生御禁断之事」とあります。尚敬王の死去の八年後に洗骨（安骨）が実施され、その日には殺生禁断が一日だけ行われていました。

琉球の王族（国王の次男）の場合、尚敬王の次男の尚膺が死去した際の事例があります。これは、「一、家職二付

テ音高」のものは、「昨日ヨリ日數三日」。さらに「一、普請作事、昨明日ヨリ日數五日停止」、殺生は十五日、鳴物は五十日というかたちで、これも「諸島ヘモ」つまり島々へも通達をしなさいというかたちで発布されています（「砂糖座日記」）。

このように、琉球国王や王族たちの死去に関わって殺生禁断が見られるのと同様に、これまでにはほとんど検討されませんでしたが、中国との関係においても殺生禁断に類するものが見られます。ただし、今のところ中国側がそれを実施せよと命じたという史実は確認できないので、おそらく琉球側が自発的に実施していたように思われます。

中国皇帝の場合、中国の皇帝が死去した、一八六二年の事例ですけれども、こういうものがあります。「一、去年咸豐皇帝様崩御被遊候段御到来付」と咸豐帝の死去の報せがあつたということで、「十三日ヨリ十九日迄白衣裳着可仕事、此日數中普請・鳴物・殺生禁断之事」が布達されています（「福地唯紀日記」『那覇市史』資料篇第1巻9）。これを数えてみると、七日間の普請・鳴物・殺生禁断ということです。中国の皇帝が死んだ場合に、琉球側がその喪に服する日数というのは、七日間ということになります。

中国の皇后が死んだ場合、一八五六年一〇月のことですけれども、首里・那覇の都市部への通知が見られます。こ

こでは「一、去年七月九日 皇太后様崩逝被遊候段」ということで、「今般、帰唐船御到来ニ付、首里・那覇・泊・久米村中諸士、来月六日、一日白衣裳着可仕事」とあります。

つまり、来月（一一月）六日に「普請・鳴物停止・殺生禁断」とする、という布達が発布されています（「年中各月日記（帳当座）」『琉球王国評定所文書』第12巻）。一日間だけという具合です。

こういうかたちで、禁断日数の序列というものを見ると、琉球側が相手をどう見ているかを考える素材になるのではないかと思っています。特に薩摩との関係で興味深い点は、薩摩藩主が五〇日間であるのに対し、琉球側も五〇日間を設定しているところです。他方、將軍の場合は、禁断日数は一二日間で鳴物停止は七日間となります。

薩摩藩主が一番規制力が強いということになります。他方、琉球国王も五〇日間というかたちで対抗しているように思えます。琉球王族は一日間、將軍が一二日間で鳴物が七日間。中國皇帝は七日間ということですので、將軍のほうが中國皇帝よりはやや上位になっています。島津の娘さんも七日間、上皇も七日間。一番低いのが、中国の皇太后です。

このようなことから、殺生禁断を琉球がどのように受け止めていたかがうかがえます。中国と日本の関係において琉球は、両国から規制を受けていたわけですが、薩摩藩も七日間、上皇も七日間。

は幕府からの布達をそのまま受け取っているわけではなくて、ワニクソシヨンを置いて琉球側に布達しているように見えます。

追加の資料で上げましたが、奄美諸島について見てみましょう。一八三三年、島津重豪が死んだときのものが『大島代官記』のなかに出てきています。「去十二月大御隱居様御死去、猶ハ一七日御停止ニテ、諸士役目之者三十日月代御停止、三拾日ナリ（鳴り）物御キンダン（禁断）」とあります。七日間の猶の禁止、それから三〇日の鳴物禁断ということです。これは奄美諸島だけではなくて、琉球側もほとんど同じようなかたちで布達されていましたので、奄美諸島にも鳴物停止令が発布されていましたことが分かります。

ただ、奄美諸島においては、琉球国王が死去した場合に同様の停止令が布達されていたかというと、いまのところ不明です。奄美諸島は琉球國の領域から薩摩藩によつて分割されていますから、おそらく布達の可能性は低いようになりますが、これはもう少し資料を検討する必要があります。

さて、幕府、薩摩、琉球、それから中国というかたちで並べてみたときに、中国側の位置づけが非常に低いということをどう考えるかということを見ていく必要があると思

います。このことに関連して追加資料で中国皇帝の死について、『中国の死の儀礼』（ワトソン・ロウスキ編、西脇常記他訳）という本のなかで紹介しているものを引用しました。

それによると、「中国の皇帝の死は、全人民に服喪を要求する点において、ほかのあらゆる死とは区別された。この都市（北京、引用者）では四十九日間屠殺が禁止された。」とあります。まさしく殺生禁断ですね。また、「全国人民は、一ヶ月間婚姻を禁じられ、明では一ヶ月の音曲の禁もあった（清では百日であった）。」とあるように、音曲は明朝では一ヶ月間、清朝では百日間として強化されていることが理解されます。

そういうかたちで、四九日間という中国の殺生禁断というものと、日本の五〇日ということが、近い関係があるよう思います。そもそも近世日本の殺生禁断というのはどこから来たのか。明朝は幕府が行う以前からこういうことをやつてているですから、もしかしたら日本がそういうものを模倣したんだろうかということを考えさせられる素材だと思います。日本古代以来の服忌令との関係も当然、検討する必要があると思います。

ともあれ、こういうかたちで日本での殺生禁断令が琉球に布達され、それから中国のものも到来していく点について、これを比較した場合、やはり日本の規制力のほうが

強い、と位置づけてよいように思います。

最後のトピックとして、奄美諸島のことをとり上げます。道之島と呼称された奄美諸島は琉球国の領域から割き取られて薩摩の直轄支配にされて、さまざまなかたちで分断政策がとられるわけですけれども、中国に対しても、日本との関係を発覚しないようにする、日本の支配を受けていることを隠す、隠敵策が琉球と薩摩と共同して採られていました。そのため、奄美諸島の位置づけはたいへん複雑な状況になつてきました。

この奄美諸島に対して、対日本関係を隠蔽するという政策で、どうも主導権をとつていたのは琉球ではないのか、ということを示すのが次の史料になります。

この史料は渡辺美季さんが全体的な紹介をしている中のものですけれども、奄美の部分を見てみると、一七五三年に琉球の役人たちが中国に漂着した際の弁明書として、「旅行心得之条々」というものが作成されていました。この弁明書のなかに、奄美に対して積極的に琉球側が働きかけているということがわかります。

これは『道之島代官記』という史料のなかにあり、年代がはつきりしない史料ですが、役人の名前などから一七五四年か一七五五年であることが分かりました。つまり、琉球が法令を出しているすぐ翌年かその一年後、二年

後あたりに琉球から鹿児島にある琉球仮屋、つまり琉球の出張所にあてた要請文が出され、琉球仮屋からさらにそれを薩摩藩が沖永良部代官に出したという性格の史料です。先ほどのあて先は永良部代官となっていますが、おそらく永良部代官だけではなくて、奄美諸島全体に法令を出していたと思われます。

この史料名は「与論在鹿児島役人公文綴」という仮のタイトルだと思いますが、適切なタイトルとは思われません。

さて、次のように口語訳をつけておきました。琉球人(奄美諸島の与人役)の者たちが、鹿児島往来において大和船へ便乗し、そのときに、その大和船が中国に漂着した際のケースを懸念していました。「此節より毎度、(鹿児島)上国する面々に申し渡す事になつた。それゆえ、道の島与人らが大和船で上国する際、中国への漂着も予想される。当地(琉球)の者の弁明と食い違いがあつては問題となる。よつて御検討いただきたく、(琉球側の)上国の面々への布達文書の写し」を鹿児島に送る、という内容です。この趣旨を受けて、それをさらに道之島へも布達してほしい、といふのがその主旨です。

ですから、琉球の大和との関係の隠蔽化というものを、道之島に関しては琉球側がかなり意識的に進めている。それでは、もっと古い時代での隠蔽化というものはどうなる

のか。琉球側が主導権を持つて薩摩に働きかけていたのではないか、ということが予測されるわけですね。先ほどの琉球側の要請に対し、薩摩側はそれを拒否した様子はなく、むしろあつという間にその通達が沖永良部代官まで伝わっていました。そのことは、それ以前から、対日本関係を隠蔽するという仕組みが出来上がっていいたことを示しており、琉球と薩摩藩では自明の合意が存在したと思われます。

早足で話を進めましたが、私の報告のサブタイトルの『唐・大和の御取合』を飼い慣らす」ということの意味合いは次のようなことによります。以上、検討してきたように、中国との関係、特に日本との関係のなかで、琉球はさまざまな政治経済的な圧力を受けていました。薩摩藩への年貢では増徴されたり、あるいは臨時の課役を徴収されることもありました。そのときに、琉球はただ単に「(ご)ともどござります」として従つていたわけではなく、中国との外交関係を楯にして、つまり外交カードを持ち出すことによって、薩摩との交渉を有利にしようとすることが、しばしば見られました。

そのことは、たとえて言えば、勝つことはできないけれども、負けない外交戦略と言えます。そのことをかつて、仲原善忠さんという黒糖の貿易史を研究した方は、薩摩藩

との交渉の上で、「琉球は柔道の寝技を持ち込んで、粘り強く交渉していた」と表現しています。柔道の寝技という比喩的な表現が妥当かどうかは別としても、琉球側は常に薩摩のさまざまな圧力や要求に対し、それをはねのける論理といふものを編み出していた点は大事な視点だと思います。そのことは、軍事力では圧倒的に劣位にあつたこと、つまり戦争で負けて敗者になつた琉球は、大国であつた薩摩藩や幕府との付き合いを構築する上で、こういう勝つことはできないけれども負けない、圧倒されないような外交戦略といふものを徐々に生み出していったのではないかと思います。

そういう外交ができるという国を支えた仕組みというものは、国家の論理だけではなくて、在地あるいは村の自立的なあり方をもつと見るべきだと私は考えています。村の史料を見ていると、琉球王朝が村々へいろいろ要求をしても、なかなかスムーズに事態が運ばない。村々によるサポートジユがあつたり、あるいは今年は不作であったとか、さまざまなもの理由をあげて、王朝の要求をかわそうとすることが見られます。それらのこともカウンントを入れて考察する必要があるように思います。

さらに、近世の奄美諸島史というものを組み込んで、奄美諸島の特質から逆に琉球國のあり方や薩摩や幕府との関

わりを、よりいつそう細かくアプローチする必要があるのではないか思います。

奄美諸島を含めた琉球の対日本関係を歴史構造的に再検討する。このことは、先ほど言つた大風呂敷を広げた、幕藩制帝国、あるいは徳川帝国のなかの従属国・琉球という捉え方と関わります。これまでの琉球は薩摩藩の「領分」として位置づけられて、日本人とは違つているけれども日本に近いような領域が近世日本という國の枠の中に收められていたという捉え方だったと思いますが、そうではなくて、全く別個の國家だつた琉球を帝国として支配する、そういう支配の仕組みや支配の特質から琉球と薩摩・江戸幕府との関係を再度、捉え直すことによって、新しい見方が出てくるのではないかと考えています。

以上で報告を終わりたいと思います。ありがとうございます。

参考文献

- 上原兼善「中國に対する琉日関係の隠蔽政策と『道之島』」
（近世地域史フォーラム①列島史の南と北）吉川弘文
館、二〇〇六年）。
- 小野まさ子・里井洋一・豊見山和行・真栄平房昭「内務省
文書」とその紹介（（沖縄県立図書館）史料編集室
紀要）一九八七年、第一二号）。
- 紙屋敦之「幕藩制国家の琉球支配」（校倉書房、一九九〇年）。
- 紙屋敦之「徳川家康と琉球王の対面に関する一史料」（初出
一九九六年、同『歴史のはざまを読む―薩摩と琉球―』
二〇〇九年、榕樹書林、再録）。
- 仲原善忠「砂糖の来歴」（（仲原善忠全集）第一巻歴史編、沖
縄タイムス社、一九七四年、初出一九六四年）。
- 渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽―『旅行心得之条々』
の分析を中心に―」（『アジア民衆史研究』第一〇集、
二〇〇五年a）。
- 渡辺美季「清に対する琉日関係の隠蔽と漂着問題」（『史学雑
誌』一一四一一号、二〇〇五年b）。
- 渡辺美季「中日の支配論理と近世琉球―『中国人・朝鮮人・
異国人』漂着民の処置をめぐって―」（『歴史学研究』
八一〇号、二〇〇六年）。
- 豊見山和行編『日本の時代史一八 琉球・沖縄史の世界』（吉
川弘文館、二〇〇三年）。
- 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』（吉川弘文館、二〇〇

四年）。

中川学『近世の死と政治文化―鳴物停止令と穢―』（吉川弘
文館、二〇〇九年）。

真栄平房昭「近世日本の境界領域―琉球の視点を中心につ
いて」（近世地域史フォーラム①列島史の南と北）。

ジェイムズ・L・ワトソン／エヴリン・S・ロウスキ編（西脇
常記）神田一世・長尾佳代子訳）『中国の死の儀礼』
（一九九四年、平凡社、初出一九八八年）。